（注）１～７　（略）

８　別記23から26までに掲げる水域の範囲は、平成28年12月１日における行政区画その他の区域又は陸岸、防波堤その他のものによって表示されたものとする。

（別記）

１～22　（略）

23　広島県福山市狐埼と愛媛県高井神島宮ノ越鼻を結ぶ線、同島金ノ弦鼻と同県今治市大崎ノ鼻を結ぶ線、同県越智郡波方町梶取ノ鼻から北方620ｍの地点（北緯34度７分26秒、東経132度53分29秒）を結ぶ線、同地点と同地点から北東方4,460ｍの地点（北緯34度９分１秒、東経132度55分40秒）を結ぶ水深40ｍの等深線、同地点と同地点から東方2,680ｍの地点（北緯34度９分２秒、東経132度57分25秒）を結ぶ水深40ｍの等深線、同地点と同地点から南東方4,940ｍの地点（北緯34度７分42秒、東経133度０分12秒）を結ぶ水深40ｍの等深線、同地点と同地点から西方3,260ｍの地点（北緯34度９分15秒、東経132度59分11秒）を結ぶ水深40ｍの等深線、同地点と同地点から北方3,480ｍの地点（北緯34度11分８秒、東経132度59分20秒）を結ぶ水深40ｍの等深線、同地点と同地点から西方5,340ｍの地点（北緯34度10分53秒、東経132度55分52秒）を結ぶ水深40ｍの等深線、同地点と同地点から北西方1,450ｍの地点（北緯34度11分14秒、東経132度55分１秒）を結ぶ水深40ｍの等深線、同地点と同地点から西方640ｍの地点（北緯34度11分15秒、東経132度54分36秒）を結ぶ線、同地点と同地点から北方4,390ｍの広島県大崎上島観音鼻を結ぶ線、同島尾辺ヶ鼻から同県竹原市赤埼を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域（ただし、阿伏兎港立河内防波堤先端と同港田ノ浜防波堤先端を結ぶ線、千年港（岩船）横引１号護岸南端と同港岩船防波堤先端を結ぶ線、千年港（常石）常石第１号物揚場南西角と同港常石防波堤先端を結ぶ線、同港大越１号防波堤先端と同港大越防砂堤先端を結ぶ線、福田港福田東防波堤先端と同港福田浮桟橋基部北東角を結ぶ線、海老漁港西防波堤先端と同港東防波堤先端を結ぶ線、串浜漁港新防波堤先端と同港１号防波堤先端を結ぶ線、尾道糸崎港（糸崎港区）円一町Ｄ護岸東端と同港古浜取付護岸南端を結ぶ線、同港糸崎Ｍ護岸南端と同港糸崎（松浜）防波堤西端を結ぶ線、同防波堤東端と同港糸崎（松浜）東防波堤先端を結ぶ線、尾道糸崎港（木原）東側木原Ａ防波堤先端と同港西側木原Ａ防波堤先端を結ぶ線、尾道糸崎港（尾崎）西側尾崎防波堤先端と同港東側尾崎防波堤先端を結ぶ線、尾道糸崎港（松永港区）機織地区埠頭南西角と同港南松永西防波堤西端を結ぶ線、同防波堤東端と同港南松永２号防波堤南端を結ぶ線、同防波堤北西端と同港南松永１号防波堤先端を結ぶ線、同港柳津１号防波堤先端と同港柳津２号防波堤先端を結ぶ線、同港戸崎防波堤西先端と同港戸崎防波堤北の西端を結ぶ線、同防波堤東端と同防波堤東端から真南に引いた延長線上の護岸を結ぶ線、同港東犬神西防波堤先端と同港歌防波堤北の北端を結ぶ線、同防波堤南端と同港歌防波堤南先端を結ぶ線、吉和漁港（吉和）西地区西防波堤先端と同港西地区東防波堤先端を結ぶ線、吉和漁港（正徳）東地区西防波堤先端と同港東地区東防波堤先端を結ぶ線、須波漁港北防波堤先端と同港南防波堤先端を結ぶ線、須波港須波北防波堤先端と同港須波東防波堤北端を結ぶ線、同防波堤南端と同港須波Ｃ護岸南東角を結ぶ線、能地漁港東側防波堤先端と同港西側防波堤先端を結ぶ線、忠海港西防波堤先端と同港中央防波堤西端を結ぶ線、同防波堤東端と同港東防波堤先端を結ぶ線、同港二窓外港防波堤先端と同港二窓防波堤西端を結ぶ線、同防波堤東端と同港忠海町5624番１地先斜路先端を結ぶ線、長浜漁港長浜防波堤先端と同港西側防波堤先端を結ぶ線、竹原港（竹原）竹原外港防波堤先端と同港的場公園地先海岸保全施設護岸基部を結ぶ線、吉名漁港Ｔ字沖防波堤先端と同

（注）１～７　（略）

（新設）

（別記）

１～22　（略）

（新設）